相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区雷門一丁目三三番地五、最後の住所東京都足立区保木間一丁目一六番二―二〇二号　被相続人　亡　寺澤　房枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

事務所東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇二一号有楽町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠田　省二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区富士見二丁目四番、最後の住所東京都北区中里二丁目五番八―四〇八号ヴェルドミール駒込

被相続人　亡　星　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和泉三丁目一四番、最後の住所東京都杉並区和泉三丁目一四番七号

被相続人　亡　荻野　昌作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字大川島六〇八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大嶋　延元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

東京都新宿区新宿二丁目五番一〇号成信ビル八階アレグレット法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平沢　郁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区花園一丁目四四番地一、最後の住所新潟県新潟市中央区明石一丁目三番二八号　被相続人　亡　曽根　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

新潟県新潟市中央区関屋本村町一丁目一一番地一

相続財産管理人　弁護士　平　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市大字藤塚七一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　丸山　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

事務所新潟県上越市本町三丁目三番三号ダイアパレス高田弐番館一階

相続財産管理人　弁護士　朝日　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市水橋辻ヶ堂四〇番地、最後の住所富山県滑川市赤浜七二八番地五八

被相続人　亡　河上　敏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

富山市丸の内一丁目八番一五号　余川ビル三階

相続財産管理人　弁護士　足立　政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋市志々見町五七番地、最後の住所石川県羽咋市志々見町五六番地

被相続人　亡　木村　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号山﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長瀬　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市相川町三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山　清松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

石川県金沢市もりの里二丁目一六〇番地事務所石川県金沢市もりの里二丁目二二四番地　相続財産管理人　加藤　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区西脇七九番地四、最後の住所静岡市駿河区西脇七九番地の四

被相続人　亡　森川　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

事務所静岡市葵区馬場町四三番地一静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富樫　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市大淵一三三九番地三、最後の住所静岡県富士市大淵一三三九番地の三

被相続人　亡　小山　芳彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

静岡県富士市永田町一丁目一五〇番地

鈴木建設ビル五階南　津島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津島　章利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市祖父江町両寺内三九六番地、最後の住所愛知県一宮市北方町中島字東松本四六番地一一　被相続人　亡　近藤　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一二号久屋パークサイドビル九〇三号ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅宣

第22期決算公告

平成24年11月13日

滋賀県彦根市大藪町2058番地

株式会社アトラス

代表取締役　伊吹　太一

貸借対照表の要旨

（平成24年7月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,562	流動負債	2,156
固定資産	156,907	固定負債	3,000
繰延資産	260	株主資本	176,573
		資本金	20,000
		資本剰余金	49,219
		資本準備金	49,219
		利益剰余金	107,353
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	105,353
		（うち当期純損失）	（565）
資産合計	181,729	負債・純資産合計	181,729